



金 沢 市 公 報

号外第7号の13

平成23年(2011年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
告 示		金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正について (環境指導課) 2
金沢市行政改革推進本部設置要綱の一部改正について (行政経営課) 1		金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱の一部改正について (住宅政策課) 2
金沢市財団等連絡会議設置要綱の一部改正について (") 1		金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱の一部改正について (") 4
金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (商業振興課) 1		いい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱の一部改正について (") 5
金沢市木の家づくり奨励金交付要綱の一部改正について (森林再生課) 1		

告 示

●金沢市告示第68号

金沢市行政改革推進本部設置要綱(平成7年告示第50号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

別表中「公営企業管理者」を「公営企業管理者 市長公室長」に、「防災管理監」を「危機管理監」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

●金沢市告示第69号

金沢市財団等連絡会議設置要綱(平成22年告示第226号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

別表第1中「財団法人金沢芸術創造財団 財団法人金沢文化振興財団」を「公益財団法人金沢芸術創造財団 公益財団法人金沢文化振興財団」に、「財団法人金沢子ども科学財団」を「公益財団法人金沢子ども科学財団」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

●金沢市告示第70号

金沢市産業振興資金融資要綱(平成13年告示第60号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附則第3項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

●金沢市告示第71号

金沢市木の家づくり奨励金交付要綱(平成16年告示第58号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条に次の3号を加える。

- (4) 金沢産の内外装材 内装材及び外装材のうち、本市の区域内で伐採された立木を加工したものであることについて市長の登録を受けた者による証明を受けたものをいう。
- (5) 内装材 住宅内部の床面、壁面及び天井面に施工される部材をいう。
- (6) 外装材 住宅の外壁に施工される部材をいう。

第4条中「得た額」の次に「(この額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 木造個人住宅で、当該住宅内部の床面、壁面及び天井面並びに当該住宅の外壁における金沢産の内外装材の使用による部分(目視することができる部分に限る。)の延べ面積が10平方メートル以上であるものに係る奨励金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、当該使用する金沢産の内外装材の延べ面積に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額(この額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とし、その額が50,000円を超えるときは、50,000円とする。)を加算した額とする。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

4 金沢産のすぎ柱使用予定本数	本 (内訳)	を
4 金沢産のすぎ柱使用予定本数	本 (内訳)	
5 金沢産の内外装材の使用予定面積	m ² (内訳)	に

改め、同様式の備考第4号中「使用本数」の次に「及び内外装材の使用箇所」を加える。

附 則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市木の家づくり奨励金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成23年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市木の家づくり奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第72号

金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱(平成7年告示第15号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

第16条第2号中「第12条第4項」を「第12条第6項」に、「第12条の2第4項」を「第12条の2第6項」に改める。
第24条第2号中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

●金沢市告示第73号

金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱(平成16年告示第59号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

第2条第2号ア中「50平方メートル」を「75平方メートル」に改め、同号ウ中「黒色系の日本かわらを用いたかわらぶき」を「瓦ぶき」に、「こう配屋根」を「勾配屋根」に改め、同号中工を削り、才を工とし、同号カ中「畳敷きとした和室」を「和室(4畳半以上の畳敷きとしたものに限る。)」に改め、同力を同号オとし、同オの次に次のように加える。

カ 次に掲げる当該家屋の存する区域の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を備えていること。

- (ア) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号。以下「景観条例」という。)第10条第1項第1号に規定する伝統環境保存区域(以下「伝統環境保存区域」という。)及び同項第3号に

規定する伝統環境調和区域（以下「伝統環境調和区域」という。） 景観形成基準（同条第2項の規定により定められた同項に規定する景観形成基準をいう。以下同じ。）に適合していること。

- (イ) (ア)に掲げる区域以外の区域 周辺の伝統環境保存区域又は伝統環境調和区域の景観形成基準に準じた景観への配慮がなされていること。

第2条第2号キを次のように改める。

キ 次に掲げるいずれかの要件を備えていること。

- (ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価を受け、同項の規定により、同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書が交付されるものであること（同法第3条の2第1項に規定する評価方法基準のうち市長が指定する基準に適合しているものに限る。）。

- (イ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定を受け、同法第7条の規定による通知を受けるものであり、かつ、階段、便所、浴室及び玄関に手すりを設置するものであること。

第2条第2号クを削り、同号ケを同号クとし、同号コを削り、同条第3号を次のように改める。

- (3) 二世帯個人住宅 1戸建ての住宅の用に供する家屋で次に掲げる要件を備えるもののうち、市長が定める二世帯住宅の要件に関する基準に適合するものをいう。

ア 延べ面積が150平方メートル以上240平方メートル以下であること。

イ 前号イからクまでに掲げる要件を備えていること。

第2条第6号を次のように改める。

- (6) 駐車場等土地活用型個人住宅 個人住宅のうち、次に掲げる要件（第9条第1項に規定する建売業者の新築に係る個人住宅にあつては、アに掲げる要件）を備えるものをいう。

ア 第5条第1項の規定による申請の時点において、当該個人住宅の敷地となる土地が引き続き3年以上にわたり、空き地、駐車場その他の更地であるものであること。

イ 当該個人住宅を新築しようとする者が、当該個人住宅の敷地となる土地を第5条第1項の規定による申請の日前1年以内に購入したものであること。

第2条に次の1号を加える。

- (9) UJイターン該当者 第5条第1項の規定による申請（次条第2号に該当する者にあつては第10条第1項の規定による申請）の時点において、次に掲げる要件を備える者をいう。

ア 本市内に勤務し、又は勤務する予定である者

イ 本市内に移住して3年を経過しない者又は移住する予定である者

ウ 本市内に移住する前に市外に3年以上居住していた者

第4条第1項第1号中「(駐車場等土地活用型個人住宅に係るものにあつては、11.5パーセント)」及び「(駐車場等土地活用型個人住宅に係るものにあつては、2,300,000円)」を削り、同項第2号中「(駐車場等土地活用型個人住宅に係るものにあつては、11.5パーセント)」及び「(駐車場等土地活用型個人住宅に係るものにあつては、3,300,000円)」を削り、同条第4項中「前3項」を「前各項」に、「これらの規定に該当する」を「第1項の規定に該当する」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「前2項」を「同項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の2項を加える。

5 第1項の規定に該当する者がUJイターン該当者である場合には、同項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の1パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、200,000円を超えないものとする。

6 第2項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により算出した額の合計額は、1,000,000円を超えないものとする。

第4条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定に該当する者が当該新築し、又は購入した個人住宅が駐車場等土地活用型個人住宅である場合には、同項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の1.5パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、300,000円を超えないものとする。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

13 景観計画区域	伝統環境保存区域 上記以外の区域	伝統環境調和区域	を
14 こまちなみ保存区域	該当する	該当しない	
15 建築士の住所、氏名及び資格	住所	事務所名 ()	
	氏名		
	資格	一級 二級 木造	

13 UJIターン	該当する	該当しない	に
14 景観計画区域	伝統環境保存区域 上記以外の区域	伝統環境調和区域	
15 こまちなみ保存区域	該当する	該当しない	
16 建築士の住所、氏名及び資格	住所	事務所名 ()	
	氏名		
	資格	一級 二級 木造	

改める。

附 則

- この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 次項に定めるもののほか、改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成23年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項（新要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項（旧要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請に係る奨励金については、なお従前の例による。
- 第4条第5項及び第6項の規定は、平成23年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による申請（新要綱第3条第2号に該当する者にあつては、新要綱第10条第1項の規定による申請）に係る奨励金について適用し、同日前に行った旧要綱第5条第1項の規定による申請（旧要綱第3条第2号に該当する者にあつては、旧要綱第10条第1項の規定による申請）に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第74号

金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱（平成18年告示第76号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条に次の1号を加える。

- (5) UJIターン該当者 第6条第1項の規定による申請の時点において、次に掲げる要件を備える者をいう。

- ア 本市内に勤務し、又は勤務する予定である者
- イ 本市内に移住して3年を経過しない者又は移住する予定である者
- ウ 本市内に移住する前に市外に3年以上居住していた者

第5条第1項中「額とする」の次に「。以下「対象借入金等の額」という」を加え、同条第2項中「前項の」を「前2項の」に、「次条第1項の規定による奨励金の交付の申請をする」を「前条の規定に該当する」に、「前項に」を「これらの規定に」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 前条の規定に該当する者がUJIターン該当者である場合には、前項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の1パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、200,000円を超えないものとする。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

- この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成23年4月1日以後に行う新要綱第6条第1項の規定による申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市

まちなかマンション購入奨励金交付要綱第6条第1項の規定による申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第75号

いい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱（平成16年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号ア中「165平方メートル」を「150平方メートル」に改め、同号オを削り、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 次に掲げるいずれかの要件を備えていること。

- (ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価を受け、同項の規定により、同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書が交付されるものであること。
- (イ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定を受け、同法第7条の規定による通知を受けるものであること。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) UJIターン該当者 第5条第1項の規定による申請の時点において、次に掲げる要件を備える者をいう。

- ア 本市内に勤務し、又は勤務する予定である者
- イ 本市内に移住して3年を経過しない者又は移住する予定である者
- ウ 本市内に移住する前に市外に3年以上居住していた者

第4条第3項中「前2項」を「前3項」に、「これらの規定に該当する」を「前条各号の規定に該当する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前条各号に該当する者がUJIターン該当者である場合には、第1項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の1パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、200,000円を超えないものとする。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

11 用途地域			を
11 UJIターン	該当する	該当しない	に
12 用途地域			

改める。

附 則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後のいい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成23年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前のいい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱第5条第1項の規定による申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

平成23年(2011年)3月31日 印刷
平成23年(2011年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄